

2022(令和4)年度 学費等納付金内訳表

追手門学院 大手前中学校 1年生

(単位：円)

	1学期分	2学期分	3学期分	1ヵ年分	参 考	
授 業 料	266,250	213,000	159,750	639,000	月 額	53,250
施 設 協 力 金	25,000	20,000	15,000	60,000	月 額	5,000
小 計	291,250	233,000	174,750	699,000		
教育振興会費	7,500	6,000	4,500	18,000	月 額	1,500
P T A特別積立金	12,500	10,000	7,500	30,000	月 額	2,500
生 徒 会 費	3,600			3,600		
学習旅行積立金 76期生		40,000	40,000	80,000		
学 習 費 76期生		30,000	30,000	60,000		
小 計	23,600	86,000	82,000	191,600		
期 別 計	314,850	319,000	256,750	890,600		

追手門学院 大手前中学校 2年生

(単位：円)

	1学期分	2学期分	3学期分	1ヵ年分	参 考	
授 業 料	266,250	213,000	159,750	639,000	月 額	53,250
施 設 協 力 金	25,000	20,000	15,000	60,000	月 額	5,000
小 計	291,250	233,000	174,750	699,000		
教育振興会費	7,500	6,000	4,500	18,000	月 額	1,500
P T A特別積立金	12,500	10,000	7,500	30,000	月 額	2,500
生 徒 会 費	3,600			3,600		
学習旅行積立金 75期生	40,000			40,000		
学 習 費 75期生	30,000	30,000	30,000	90,000		
小 計	93,600	46,000	42,000	181,600		
期 別 計	384,850	279,000	216,750	880,600		

追手門学院 大手前中学校 3年生

(単位：円)

	1学期分	2学期分	3学期分	1ヵ年分	参 考	
授 業 料	266,250	213,000	159,750	639,000	月 額	53,250
施 設 協 力 金	25,000	20,000	15,000	60,000	月 額	5,000
小 計	291,250	233,000	174,750	699,000		
教育振興会費	7,500	6,000	4,500	18,000	月 額	1,500
P T A特別積立金	12,500	10,000	7,500	30,000	月 額	2,500
生 徒 会 費	3,600			3,600		
学 習 費 74期生	30,000	30,000	30,000	90,000		
山 桜 会 費			30,000	30,000		
小 計	53,600	46,000	72,000	171,600		
期 別 計	344,850	279,000	246,750	870,600		

※ 銀行自動振替日 1期分（4月～8月）→ 5月31日（但し、日曜・祝日・銀行休業日の場合は翌営業日）
 （納付締切日） 2期分（9月～12月）→ 9月30日
 3期分（1月～3月）→ 1月31日

※教育振興会費・PTA特別積立金は、PTAからの依頼により代理徴収します。なお、PTA特別積立金は、学校において積み立てている、施設の建設・大規模改修の費用や、その際の備品取得などに充てる資金の一部に充当するため、年度末にPTAから学校に寄附されます。

※生徒会費は、生徒会からの依頼により代理徴収します。

※山桜会費は、山桜会からの依頼により代理徴収します。なお、山桜会費は卒業年度にお支払い頂く学院同窓会の入会費です。したがって、内部生は既にお支払い頂いておりますので山桜会費を除く金額となります。

○大手前中学校学費規程

〔平成2年12月14日
制 定〕

- 第1条** この規程は、大手前中学校における「学生生徒等納付金」（以下「学費」という。）について必要な事項を定めるものとする。
- 第2条** 学費の額については、毎年度始めにこれを定める。
- 第3条** 学費の納入期限は、次のとおりとする。

全 期	5月末日
第1学期	5月末日
第2学期	9月末日
第3学期	1月末日

- 第4条** 学期単位で学費を納入できない場合は、願い出により分納を許可することができる。ただし、入学時に納付する学費については、分納を認めない。
- 2 分納の願い出は、4月15日までにを行うものとする。
- 3 分納の納入期限は、別に定める。

第5条 前2条の納入期限までに学費を納入しない場合は、生徒の保護者に対して督促を行う。

第6条 前条に規定する督促を行ったにもかかわらず、学費を納入しない場合は、納入期限から3か月を経過した日又は納入期限の属する年度末日のいずれかに該当する日をもって生徒を除籍する旨を、生徒の保護者に対して予告する。

第7条 前条に規定する除籍の予告を行ったにもかかわらず、なお学費を納入しない場合は、納入期限から3か月を経過した日又は納入期限の属する年度末日をもって生徒を除籍する。

第8条 第6条に規定する除籍の予告を行った場合に、生徒の保護者から学費納入の猶予の願い出があり、校長がこれを許可したときは、当該学年度内で校長が認めた期間内は、生徒の除籍を猶予することができる。

第9条 除籍された生徒が復籍を希望する場合は、除籍後1年以内に未納の学費を完納したときに限り、復籍を許可することがある。

第10条 生徒から退学又は休学の願い出があり、若しくは生徒を退学処分にした場合は、校長は直ちに事務長を経由して、その旨を財務課に連絡する。

第11条 財務課は、前条の連絡を受けたときは、直ちに当該生徒について学費の納入状況を調査して、その結果を事務長を経由して校長に報告する。

第12条 生徒が、学期の途中に退学（退学処分を含む。）又は休学する場合は、出席の多少にかかわらず、当学期分の学費を徴収する。

第13条 生徒の休学が当学期の全期間におよぶ場合は、学費を徴収しない。退学する生徒が学費を全納している場合は、次学期以降の学費を返還する。

第14条 休学している生徒が復学を願い出た場合は、校長は直ちに事務長を経由して、その旨を財務課に連絡する。

第15条 財務課は、前条の連絡を受けたときは、直ちに当該生徒について学費の納入状況を調査して、その結果を事務長を経由して校長に報告する。

第16条 学費の徴収についてこの規程に定めるほかに疑義を生じたときは、大手前中学校は財務課に連絡し、協議の上、これを行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から実施する。
- 2 小・中・高等学校学費規程（昭和53年3月24日実施）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年6月1日から施行する。